

第18回宮城県産業振興審議会 農業部会

日 時 平成27年5月27日（水）
午後2時30分から午後4時まで
場 所 宮城県庁11階 第二会議室

1 開会

○司会

ただ今から第18回宮城県産業振興審議会農業部会を開催いたします。
開会に当たり、農林水産部の後藤部長から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○後藤部長挨拶

4月に農林水産部長になりました後藤でございます。

本日は大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。委員の皆様には、本県の農林水産行政全般にわたりまして、御支援、御協力を頂いておりますことに対しまして、改めて御礼申し上げます。また、先程から意見交換会にも御出席いただきまして誠にありがとうございました。

さて、今年2月13日に開催されました前回の農業部会では、基本計画の見直しに当たっての視点などについて皆様方から貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。

本日は、前回の部会までにいただいた御意見、その後、別途書面でいただきました御意見を取り入れて作成しました計画素案について御審議をいただきます。

具体的内容につきましては、後ほど担当から説明させていただきますが、見直し後の基本計画に係る施策の推進方向案についてお示しをさせていただきたいと考えております。

この5月25日現在で、宮城県内の田植えも97%まで終了したということで非常に順調に推移してきているようでございます。順調なことは喜ばしいことではございますが、一方不安な面もあるということで、両面兼ね備えた状況が今の農業がおかれた状況かなと思っておりますが、その厳しい環境については、米価の低迷や担い手の減少、高齢化など、ますます増しておりますけれども、本基本計画の目指すところの、農業を若者があこがれる魅力ある産業に変革していくということのために、震災からの再生と競争力のより一層の強化が必要であると認識しているところでございます。

本県農業が再生を遂げ、地域の基幹的産業として安定的な雇用を創出し、地域経済をけん引する役割を果たせるよう、そしてまた、そのベースとなります農村がしっかりと地域

の役割を果たしていけるように、忌憚のない御意見を賜りますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

3 出席者紹介

○司会

本日は、今年度初めての農業部会の開催となります。

年度が変わり、県職員の異動もございましたので、事務局から本日御出席の委員の皆様方と、同席しております県職員を、お手元の出席者名簿により御紹介をさせていただきます。

まず、はじめに、産業振興審議会農業部会の委員の方々を御紹介させていただきます。

東北大学大学院農学研究科教授 伊藤房雄部会長でございます。

株式会社はなやか代表取締役 伊藤恵子委員でございます。

有限会社伊豆沼農産代表取締役 伊藤秀雄委員でございます。

「MIDORIなヤサイ」代表 斉藤緑里委員でございます。

みやぎ生活協同組合前副理事長 沼倉優子委員でございます。

続きまして、専門委員の方々を御紹介させていただきます。

株式会社イグナルファーム代表取締役 阿部聡委員でございます。

有限会社アグリードなるせ代表取締役社長 安部俊郎委員でございます。

株式会社ゆいネット代表取締役 稲葉雅子委員でございます。

加美よつば農業協同組合営農販売部長 後藤利雄委員でございます。

株式会社宮城フラワーパートナーズ代表取締役 今野高委員でございます。

続きまして、県の職員を紹介いたします。

農林水産部長の後藤です。

農林水産部次長の小島です。

農林水産部次長の菅原です。

農林水産政策室長の伊藤です。

農林水産政策室農林水産政策専門監の高橋です。

農林水産経営支援課技術副参事兼技術補佐の齋藤です。

食産業振興課部技術副参事兼技術補佐の金岡です。

農業振興課長の高橋です。

農産園芸環境課長の廣上です。

畜産課技術副参事兼技術補佐の大友です。

全国和牛能力共進会推進室長の中鉢です。

農村振興課技術副参事兼技術補佐の金須です。

農村整備課長の谷口です。

農地復興推進室長の佐々木です。

よろしく願いいたします。

4 会議成立宣言

○司会

本日、白鳥正文委員は所用により欠席しております。

本会議の定足数は委員11名でございますが、本日は10名の委員の出席を頂いております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告させていただきます。

5 議事

(1) 「みやぎ食と農の県民条例」に基づく「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて

○司会

それでは、議事に入りたいと思います。

会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき部会長が議長となって議事を進めることと

なっておりますことから、ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。伊藤部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤部会長

今年は雨が少なく、今日も非常に乾燥してさわやかな天気になっております。そういう天気にあわせるわけではないですが、限られた時間の中で皆さんから建設的かつさわやかな意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、本審議会は平成12年度の第1回会議の際「公開する」と決定しておりますので、当部会も公開として進めさせていただきます。

それでは早速、議事に入っていきたいと思います。はじめに、議事の(1)「みやぎ食と農の県民条例」に基づく「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○農業振興課 高橋課長

それでは、私、高橋の方から説明させていただきたいと思います。

今回は、前回までの意見を踏まえて、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る施策の推進方向案について御説明をしていきたいと思います。

最初に、資料1を御覧下さい。

これは、前回もお示ししておりますけれども、見直しに当たっての視点として御説明申し上げます、皆様と認識を共有させていただいたものです。

資料の右側に記載されている「県民理解向上」・「農業所得の向上」・「農村社会の賑わい／活力向上」、これら3つの項目の実現に向けまして、皆様から御意見・御提案を提出していただきました。貴重な御意見、ありがとうございました。

資料2を御覧下さい。

皆様から多くの御意見をいただきましたが、このような形で集約させていただいており

ます。表の◆印は、伊藤部会長からの御指導で、施策の対象が主に誰になるのかを示しており、これにより頂戴した御意見をグループ化しております。

これらの御意見については、一つ一つ説明はしませんが、後ほど説明いたします施策の推進方向案の中に反映させていただきました。

また、これらの御意見に関しましては、後ほど、伊藤部会長から総括をしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次に資料3を御覧下さい。

これもすでに御承知かとは思いますが、県、国、各計画における施策の推進方向を表した資料です。議論の参考として、改めてお示ししました。現行の基本計画は、先ほど部長のあいさつにもありましたけれども、将来の姿として「農業を若者があこがれる魅力ある産業に」というテーマを掲げ、策定されております。現行計画の策定直後に、真ん中に記載がありますけれども東日本大震災が発生したため、その後、「みやぎの農業・農村復興基本計画」を策定し、現在は復旧・復興に向けての取組を「現行の基本計画」と連動する形の中で進めているところでございます。

資料の右側は、この3月に閣議決定されました国の「新たな食料・農業・農村基本計画」についての記載となっております。

こうしたことから、今年度の計画の見直しにあたっては、審議会からの御提案、関連する計画、施策等を踏まえながら作業をしているところでございます。

続いて資料4を御覧下さい。

資料中央が施策の推進方向（案）となります。現行計画の施策の推進方向が左側にありますが、現行では14の施策となっているものが、見直し後は15の施策に整理されるという表となっております。

この施策の推進方向案の詳細につきましては、次の資料5-1、5-2で説明いたします。なお、資料4の右側に見直し・拡充等の主な理由を記載しておりますが、これにつきましても、次の資料で御説明申し上げます。

それでは、資料5-1を御覧下さい。

施策1の「農畜産物の安全確保の推進」につきましては、小項目として③の「安全確保に向けた指導及び検査の徹底」を新規に追加いたしました。

その理由といたしましては、審議会からの提案項目欄の中の下線が引かれた「放射性物質検査・結果開示の継続的实施」や「みやぎの農業・農村復興計画」の欄の「福島第一原子力発電所事故による影響への対応」等を踏まえつつ、現行の施策、国の施策を勘案し、施策内容を拡充したものでございます。また、表中の星印につきましては、県の農業・農村復興計画から反映されているものを示しております。県の農業・農村復興計画と関連する内容については、「食と農の県民条例基本計画」の中に溶け込ませていくよう整理しております。

以上のような表の見方、整理となっております。

続いて、施策2でございます。小項目に変更はありませんが、前回の部会や資料2でお示ししましたとおり、消費者と農業者の相互理解の推進について多数の御意見をいただきましたので、施策の取組の中で、事業を含めて検討させていただきたいと考えております。

施策3でございます。6次産業化の支援体制強化などについて御意見を多数いただきましたので、それらを踏まえ、小項目名を見直しました。

次に施策4でございますが、ここはまさに県の農業・農村復興計画とも連動する内容になりますけれども、沿岸部を中心に100ha規模の大規模経営体あるいは先進的園芸経営体が増加してきておりますので、審議会からの御意見などを踏まえ、「次代の農業を牽引する先進的経営体の育成・支援」という小項目を新規に追加いたしました。

施策5でございますが、国の大幅な施策の転換に呼応し、農地中間管理機構の活用推進などを図るようとの御意見を踏まえ、小項目名を整理しました。

施策6でございますが、米政策改革の着実な取り組みの観点と審議会からの御意見を踏まえ、小項目名と施策名を見直しました。

次の施策7「園芸の競争力の強化」及び次のページの施策8「畜産の生産基盤強化と畜産物の安定供給」につきましては、現行計画では1つの施策で構成されておりましたが、園芸振興への取組で弱い部分があったこと、畜産については、平成29年に開催される全

国和牛能力共進会を契機に宮城県の肉用牛の生産振興を図っていくことなど、取組を強化する必要がありますので、それぞれ独立させて整理しました。

続いて施策9でございます。販売戦略の展開と食産業の振興につきましては、震災以降、風評被害の影響により販路が回復しきれていない状況にあることなどから、需要の創造・販路の拡大に向けた内容の拡充に伴い、小項目名を見直しました。

施策10でございますが、農業技術の高度化というところに関しては、現在も試験研究機関等との連携を図りながら、ロボットやICTなどを活用したスマート農業の取組を進めておりますので、施策の内容を新規に追加いたしました。

施策11「農業・農村が有する地域資源の保全管理と活用」につきましては、農村地域における小水力発電等の再生可能エネルギーの推進という観点から、「再生可能エネルギーの活用の推進」の小項目を新規に追加し、小項目名も整理をいたしました。

施策12「農業・農村の多面的機能維持・発揮と県民理解向上」につきましては、審議会からの御意見を受けまして、小項目名を見直しております。また、施策名も、より理解しやすいよう見直しました。

施策13「環境にやさしい農業の推進」につきましては、現行計画では、ローマ数字Ⅰの「消費者が求める安全・安心な食料の安定供給」に位置づけられておりましたが、環境保全型農業に関する施策が、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度となりましたので、これと合わせて、その位置づけを見直し、ローマ数字Ⅲの「農業・農村の多面的な機能の発揮」の中の施策として整理いたしました。

施策14「中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化」でございます。計画見直しに当たっての視点である「中山間地域の活性化」及び皆様からの御意見を踏まえ、施策名を見直しております。特に、農村における雇用と所得の創出、深刻化・広域化している鳥獣被害対策への対応を図る小項目を新規に追加いたしました。

施策15につきましては、施策番号が14から15になった以外に変更ございません。

以上、見直す基本計画の推進方向（案）について御説明させていただきました。

この推進方向案に基づき、今後、中間案を作成していきますので、本日は、施策名、項

目名などを含めまして、御審議をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○伊藤部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明のありました事項について、皆様から御質問、御意見をいただければと思いますが、その前に、先ほど高橋課長からありましたように、資料2について、少し私の方から総括したいと思います。

それでは資料2を御覧いただきたいと思います。

資料2は、前回の部会で、今後中間とりまとめをするに当たって、限られた時間の中、会議の発言だけでは不十分ということで、皆さんにいくつか項目を設定して御意見を伺うことにしました。その際に、当面1、2年の間に最優先で積極的に取り組む事項は何か、もう少し長い目で見て、5年程度で着実に取り組む項目は何か、さらに長期にわたって将来的にしっかり取り組んでいく項目は何かについて、基本計画の大きな3つの区分である「県民理解向上」、「農業所得の向上」、「農村社会の賑わい／活力向上」毎に、思いつくことで結構ですので意見を出して下さい、と皆さんにお願いしました。そうしたところ、資料にありますとおり、非常に多くの意見が寄せられました。それを羅列するだけではわかりにくいので、3つの区分毎に施策の対象者別に意見を整理してみて下さいと事務局にお願いをし、できたのがこの資料2です。

1つ1つコメントはしづらいんですが、「県民の理解向上」から「農村社会の賑わい／活力向上」までの区分で、1、2年で取り組むべきとしたことは、皆さんが今すぐにでも取組が必要だと感じていることが出ているかと思います。それから取組期間が長期になるにしたがって、今すぐではないが、きっちりと取り組まなくてはならないことが具体的に出ていると思います。

先ほど高橋課長の説明にもありましたとおり、本日の資料の5-1、5-2の審議会からの提案項目の中に、皆さんから頂戴した意見をピックアップして掲載させていただいております。

早急に取り組む必要があると思われる意見で、資料5-1, 5-2に反映されていないものがあるという場合には、この会議の中で御発言や御指摘をしていただければと思います。

資料2の最優先で取り組むべき項目の中で、多少特徴的なことといたしますと、「県民の理解向上」に関しては、食育・体験学習の実施、体験交流の実施について多くの方から意見が寄せられていますし、「伝え人」の活用も出されています。

他には、公的機関にということ、学校教育における体験交流の義務化、学校給食における地産地消の推進など、すぐにでも取り組まなければ効果がでないもの、効果を考えれば今から取り組むべきものがそこにあがっていると思います。

「農業所得の向上」に関しましても、早急に取り組む必要がある項目として、農業生産の土台となる水田の汎用化、営業力、商品開発力など、ビジネスとしての能力を高めること、また、それに関しての人材育成が中核となる農業経営体に必要な事項としてあげられています。

また、兼業農家には、中間管理機構の活用や未整備地区での農地集積を推進することが必要といった意見がでています。

「農村社会の賑わいや活力向上」に関しては、これは1, 2年で取り組むもの、5年、10年かけて取り組むものでも、非常に似かよったものがたくさんでありますが、早急な取組が必要な部分として、耕作放棄地の活用、非農家とか定年退職者の人たちに積極的に関わってもらう取組が必要ではないかとか、農業法人を軸とした実習生の受入とか、非農家出身者の確保、こういった点が挙げられています。加えて先ほどの「県民の理解向上」とも重なり合いますが、交流事業の具体的な戦略とか具体的な施策を考えて展開する必要があるのではないかという意見が出ています。資料2の総括はこれで終わりにします。皆さんからの御協力ありがとうございました。

なお、今回の見直しが10年計画の中間時点での見直しということで、私の方から事務局にリクエストをして、施策を展開するバックデータとして、宮城県内の農業・農村の現状もしくはその推移がどうなっているのか整理できませんか、というお願いをしたのです。

が、短期間にそこまでデータ整理をするのは難しいということでした。データ整理に基づいた計画づくりは大切なのですが、次回の5年後の新たな第3期の基本計画には間に合う形で、整理していきたいということです。その点、御了承願います。

それでは、皆さんの方から資料5-1、5-2に関して、御意見をいただければと思います。時間としましては、15時50分くらいを目途にしたいと思いますので、40分弱少々しかありません。限られた時間ですが、皆さんどうでしょうか。

今野さん、いかがですか。

○今野専門委員

意見については、「マーケットインによる競争力と個性のある農業の持続的な発展」に関連するものを多く出させていただきました。

全体的な考え方として、農業経営の規模によって、だいたひ支援のステージが違ったり、支援体制が違ったりすると思うのですが、その中で、大規模的なところを推進していくのか、あるいはグループ的なところで推進していくのか、そういった意図的な施策の分け方があるかどうかを教えてください。それから、基本的には、今までどおり、農協主体の方向性の中核農家が多いと思うんですけども、一方で、私は独自路線で進んでいて、今まで農協がやっていたことを自分たちでやらなくてはならないので、そういった部分を提言させていただいたんですが、そういったところを取り入れていく意図があるのかなのか、御意見をいただければと思います。

○農業振興課 高橋課長

今のお話は、支援体制として大規模だけといった分け方があるのかということと、経営体の発展状況に応じた指導・支援のあり方はどうかということだと思います。法人設立後10年、20年経過し、マーケットインという意識も持ちながら、しっかり戦略も組み立てて経営を展開している法人もありますし、特に、震災以降、新しい農業法人がかなり立ち上がってきている中では、本当に会社をつくったばかりという段階の法人まで、いろい

るあります。そういった中で、現地における法人の立ち上げ支援では、法人運営や販売戦略等の基礎的なところなどについて、普及センターや地方振興事務所において支援している部分もありますけれども、それ以上の部分、特に、独自路線という場合には、外部の専門的な方々も入っていただかないと、経営陣の方々が満足できる内容、支援にならない場合もありますので、県の機関のみならず、様々なところと連携しながら、そういったニーズをお持ちのところには対応していきたいと考えております。

○伊藤部会長

たぶん今野さんの意見に対応した部分は、資料5-1の施策3の施策の内容のところに、「経営の発展段階に応じたアグリビジネス経営体の支援」との記載がありますので、発展段階に応じて、支援に関し様々な対応をする必要があるというようになっていると思いますし、またその一つ上の「規模拡大や多角化に対応した担い手の経営能力向上」ということで、段階に応じてメニューを分けて効果的な支援とするということを言っていると思います。その部分を十分に盛り込んでいきます、というように読み取っていただければよいかと思えます。

こうした自分が提案した部分の確認でも結構です。いかがでしょうか。また、意見には出さなかったが、いろいろ話を聞いて、最近こういうようなことも必要だと思ったということなどもありましたら、出していただければと思います。

稲葉さん、いかがですか。

○稲葉専門委員

大きく2つあるんですけども、先ほど伊藤先生もおっしゃってたんですが、それぞれの施策の中で、具体的に数値目標を設定しているところがもしあれば、教えていただきたいです。例えば、「女性農業者の活躍の機会拡大」について、人数ですとか、売上ですとか何か数字に置き換えられているものがあれば、教えていただきたいということが一つです。先ほど伊藤先生からは、データにするのは難しいというお話だったということだった

ので、難しいのかもしれないですが、よろしくお願いします。

それから、もう1点は、この部会の話だけではないと思うんですが、それぞれの施策の中で、農業以外で関連のあるところ、例えば観光であるとか、雇用対策であるとか、他の部署と関係のあるところに関しては、それぞれの施策の中で、調整はなされているのかどうかを教えてくださいたいです。以上です。

○農業振興課 高橋課長

目標、指標という部分について何か持ち得ているのかということですが、現行計画では38の目標指標を設定しております。その目標値について、現状維持でいくのか、それとも上げるのか、下げるのかは、これ以降の検討の中で、また皆様に御呈示をさせていただきたいと思っております。今、お話のありました女性農業者の取組の関係では、現行計画では、例えば、年間販売金額500万円以上の女性農業者の起業数を指標として設定しております。平成32年に115を目標にしております。先ほど伊藤部会長からありました、様々な検討をするにあたってデータを出せないのかということについては、今すぐこの場にとすることはできないのですが、計画をつくる以上は、各種のデータを整理した上での課題整理はしていこうと思っておりますので、今の御質問にもありました指標については、これから整理する部分になろうかと思っておりますので、今後、御呈示をさせていただければと思います。

○伊藤部会長

農林水産部以外の部署との連携の部分はどうでしょうか。

○農業振興課 高橋課長

農業の関係の部分につきましては、JAグループですとか、農業会議、農業者の団体であります農業法人協会や認定農業者連絡協議会と中間案あるいは最終案に向けた意見交換はさせていただきたいと思っております。市町村、各JAとは地方振興事務所を通じて、意見を

集約しようと思っております。他の分野の部分につきましては、伊藤室長お願いします。

○農林水産政策室 伊藤室長

農林水産政策室の伊藤でございます。農林水産部以外の部局の指標については、今、議論していただいている「食と農の県民条例基本計画」の中には、特には意識して反映しているものはありません。ただ、指標としてはないんですけれども、参考として県全体の総生産がどうなっていて、その中の農業分野がどういう位置にあるのか、食品製造業の生産額は数千億円だが、県全体の生産額は何兆円ありますといったような位置づけについては、常に意識しているという状況でございます。

○伊藤部会長

たぶん、稲葉さんが確認したかったのは、例えばグリーンツーリズムとか教育分野との連携強化というような文言が盛り込まれているけれども、グリーンツーリズムの振興による都市と農村の交流推進といった場合に、商工観光の施策と具体的にうまく連携できているのかとか、教育分野との連携強化というけれど、教育庁と具体的なメニューを提携して盛り込むようなことを進めているのかとか、その辺を確認したいということですよ。

○農業振興課 高橋課長

県としての計画になりますので、農林水産部だけでまとめるわけではございません。今、お話のありました観光の分野ですとか、子どもたちの農作業の体験など、関係する部局に対して、それぞれの施策との整合性などについて、意見を求めることになっております。環境生活部や保健福祉部などでは、それぞれの部においても条例に基づく計画を持って推進しておりますので、こちらの指標に対しても私たち農林水産部として意見を言いつつ、やりとりをしております。そういった場面で、県庁全体の方向性は、整理していくことになると考えております。

○伊藤部会長

よろしいですか。もう少し意見あればどうぞ。

○稲葉専門委員

すり合わせをしていただければいいなと思います。

○伊藤部会長

ありがとうございます。

それから、数値指標については、先ほど高橋課長の方からありましたように、現在38の指標があり、その見直しはやっていくということでした。ただ、私の方でお話ししたデータの件は、先ほどの今野さんの意見と合わせて言うと、例えば売上1億円を超えているような土地利用型農業と2, 3千万円の土地利用型農業とでは、各々にどんな特徴があるのかなど、そういうものを整理した上で具体的に施策の展開を考えた方がいいかなと思っているわけです。そういったデータの整理については、今回の見直しの中では、十分フォローしきれないので、今後、整理して活かすようにしていきたいと、そういう意味です。

ほか、皆さん、いかがでしょうか。

では、安部さん。

○安部専門委員

今、お話のあった件ですけれども、関連があるので質問したいんですけれども、農業だけでなく林業や観光、福祉とかそういった関連性のあるところとの話し合いは大切だと思います。今、私が行っていることで、疑問に思うことがあるので、それをお話します。多面的機能を活用していろいろな地域づくりを行っていますが、その一つとして小学生の田植え体験を行っております。今では、どこでもやっておりますが、その中で、子どもたちが率先してデザインをしながら、収穫した米を自分たちが売りに出ていく、ということを計画したことがありました。すると文部科学省から、授業のカリキュラムに入っていない

と言われ、販売できなかつたことがあるんですね。そういう体験は、今後の社会の中で一番大切なことだと思うんですよ。農村の賑わいの中の話になるんですけれども、自分たちでデザインをして、そして店で売るということも多面的機能を有効に使った教育だと思いますので、教育関係の部署とも、きちっと話し合いをしていただき、ぜひ、連携、調整を図っていただければいいのかなと思います。

それから、福祉との連携事業は、これから大きな課題になってくると思うんですね。こういったものも、宮城県バージョンの中で、きちっと整理をして、進めていただきたいと思います。それで、先ほど、研修の中で感じたことですが、広域連携というのは非常に大切なことだと思うんですね。5月30日に仙台と石巻を結ぶ仙石線が開通しますが、そうすると、仙石線のルート間で、体験農業とか、観光と一緒にやったやり方とか、いろいろな形でマッチングできると思います。また、もっと視野を広げ、東北六魂祭といったものもありますので、東北ブロックの単位でのものの考え方、発想というものも当然必要だと思います。何かの機会があれば、ぜひ、視野を広げていただきたいと思います。

それから、六次産業化のことで提言をさせていただいておりますが、今年から私どもアグリードなるせで製粉工場が稼働します。これから小麦の収穫が始まりまして、製粉作業、そして販売へとつなげていくわけですが、新部門の製粉技術については、いろいろと奥深い面があり、わからないことも多々あります。そういったことになると、主に東北農業研究センターを中心に訊いておりますけれども、地元企業でもすばらしいノウハウを持っているところがあると思いますので、県、国、そういった企業が一体となったネットワークができるように、ぜひ、お願いしたいと思います。私たちが困っている時に、また、いざ必要だという時に1か月、2か月後の対応になってしまうと、これからは命取りになると思いますので、せめて、東北ブロック内でも、そういった国との連携調整をきちんと図れるシステムづくりができるように、ぜひ、やっていただきたいと思います。

それから、最後に土地利用型の中で、汎用化水田ということについてお話をさせていただいております。私どもは、震災後100馬力近くのトラクターを使用しております。整備はきちんとしているのですが、突然パンクすることが度々おきています。復興予算は今年度

で終わろうというような状況にあると思いますが、震災を乗り越えてきた農家の中には、100ha以上の規模となった方もかなり多くなってきております。こうして大規模化が進む中で、機械の修理というのは大変な負担になっているものですから、何らかの施策を何とかお願いしたいと思います。

それから、汎用化についてですが、ほ場整備事業を実施し、米以外のものが何でも作れるようになることが汎用化の意味でございます。震災後、地下部分がかかり傷んできており、暗渠がほとんど効いていないところが非常に多くなってきています。国の補正予算の中で、我が社も利用させていただきましたが、暗渠のやり直しをしなければならないほ場が県内でもかなり多くあると思います。そうした基盤をしっかりと整備することは、所得を向上させるための最優先事項だと思いますので、整備について、しっかり対応していただきたいと思います。

今、気づいたところだけでお話をさせていただきましたが、見解をお尋ねいたします。

○農業振興課 高橋課長

何点かありましたので、私のほか、それぞれの担当の方からもお答えします。

まず、子どもたちの体験交流ですが、平成17年の国の基本計画作成の際、食育ということが非常に大きく取り上げられました。農林水産省、厚生労働省、文部科学省の3省が連携して推進していく方針だったと思います。

当時は、農業や食べ物に関する理解を促進するために、ゆとり教育を活用して、いろいろな学校で取組がなされましたが、ゆとり教育の見直しもあり、学校の取組は時間の制約から、華々しく方針を出した時よりは多少、後退しているのかなと思います。また、現場でカリキュラムを組む先生たちが子どもたちに対して、食とか農業に関する理解をどう深めていくべきかという課題もあります。このため県では、農業大学校で小中学校の先生を対象に農業教育についての講座を開いております。20名前後の参加があり、先生が授業の中でどう取り組んでいくべきかについても説明しておりますので、このことを受けて学校現場で話を進めていただくということなのかなと思っております。

○農林水産政策室 伊藤室長

安部委員から、農業の今後を考えた時に今や、農業分野の専門家、農業の関係機関だけが集まってもほとんど解決できないとの御指摘がございましたが、おっしゃるとおりだと思います。工業、医療、福祉など農業以外の様々な分野の団体、専門家の方々からアイデア、意見をいただきながら、農業の課題を解決していくという仕組みづくりは、非常に大事だろうと考えております。最近、これまで農業とほとんど関係のなかった大企業が、特にアグリビジネスや6次産業化という分野に、関心を示してきております。IT、金融関係の方々も宮城県の農業にかなりの関心を寄せているという状況もございます。彼らは非常に多くの情報を持っておりますので、彼らの持っている力、情報力といったものをどう宮城の農業に活かしていくかという視点でのネットワーク化についても、この計画の見直しの作業の中で検討して参りたいと考えております。

○農村振興課 金須技術副参事兼技術補佐（総括）

安部委員から質問のありました水田の汎用化利用という点でございます。

本県の水田整備につきましては、分母となる水田面積が11万ヘクタール、これに対しまして、これまで大区画化、汎用化ということで整備してきた面積が7万4,600ヘクタール、割合にしますと68%という状況でございます。その中で、大震災で特に沿岸部の地域は広域的な地盤沈下が発生しておりますので、排水条件が悪化しているということが一つあります。またもう一つは、汎用化の施設となります暗渠排水、これが経年変化で機能が低下しているという問題がございます。ほ場整備が終わった後、維持管理は農家の方々が一生涯懸命やっけてきている訳ですけれども、今後、そういった部分につきましては、エリア的な大小にもよると思いますが、例えば、簡易な再整備の手法でありますとか、あとは先ほど話の中でございましたけれども、農地耕作条件改善整備事業がありますので、そういった事業を活用しながら、汎用化して、例えば、大豆、麦等の畑作物を推進するなど、多角的な利用ができるように、また、地域の方々の要望に応えられるよう計画的に事

業を取り入れ調整していきたいと考えているところでございます。

○伊藤部会長

他にいかがでしょうか。後藤さんいかがでしょうか。

○後藤専門委員

競争力のある農業の持続的な発展という部分については、6次産業化だったり、先ほどもでていましたが、福祉だったり観光なども含めて進めていくんだという意図は、前より見て取れるようになったと思います。ただ、一つ心配なことがあります。もちろん規模拡大も大切ですし、IT化も大切ですし、効率的な農業を営むということも非常に大切なんです。そうでない部分のところをどう整理するのかということも、もっと大切だと思っております。生産調整数量の枠がある中、8,400円の概算金の米を今年も作りますよね。そのことが何なのか、ということをもう少し真剣に考えなくてはならないと思えます。おそらく企業だったり、100haぐらいの大きな法人は、大豆や飼料米も作付して経営を成り立たせるんでしょうけれども、本来こういうことが続くのであれば、全て飼料米や大豆を作付した方が経営的には儲かるはずなんです。企業だったらやるはずなんです。でもやらない意味は何なのかということです。そこをしっかりと考えていかないと、大きな視点を見失うのではないかと思います。非常に抽象的な話になりますが、水田が持っている生産ということだけではない視点をしっかりとらえておかないと、農業、農村地域社会そのものを守っていけないのではないかと思います。8,400円が今年1万2,000円になるだろうと思って、皆さんが作っている訳ではないと思えます。さらにもう一つ言うと、全く新しい分野からの参入の話なんです。前にもお話したかと思うんですけど、ゆとり教育を受けた方々の発想というのは、私たちのように巨人、大鵬、卵焼きではないんです。18歳になったらスカイラインに乗ろうという発想ではないんです。農村の魅力は、こういうところにあるんだということも発信していかないと、そういう若者を農村に引きつける要素にならないのではないかと思います。企業、会社があって、年間5

00万円とか400万円の収入を得られるから農村に来るとい人たちだけではないということ十分に意識しておかないと、この計画が、国の攻めの農業の戦略と全く同じようなものになってしまうということ、意識しなくては駄目だろうと思っております。一つの例を申し上げれば、震災後に入ってきたNPOの人たち、まだ28歳とか29歳の人たちと私もおつきあいをしましたが、発想や考え方が全く別物です。そういう人たちをいかに農村に取り込んでいけるかということ、真剣になって考えなくてはならないのではないかという思いがしましたので、発言させていただきました。以上です。

○農業振興課 高橋課長

この話をすると、審議会ではありますけれども、個人的な意見もだいぶ入ってしまうんですが、後藤委員の話では、8,400円の米価になっているのであれば大豆とか飼料作物を作った方が経済的には所得を得られるにも関わらず、米を地域として作っていくところの趣旨も考えなくてはならないのではないかと、ということだったと思います。皆さんの中に、農村社会の中でしっかりと暮らしていくという気持ち、まだまだあるからだろうと思っております。そういったところを大切にしていかなければ、また、農業振興を産業政策という捉え方の中だけでやっていくのであれば、農村社会にごく少数の人が住んで、そこで農業をやる人が儲かればいい、というだけの発想になってしまうのかなと思っております。そうならないように考えていきたいと思っておりますが、後藤委員のおっしゃるとおり、若者が経済的視点からだけで農業とか農村を見ているかという、そうでもないという部分がでてきました。今朝の新聞で、農業白書に若者の農業農村回帰の動きがあるということが記載されたとの記事を読みましたが、このような動きは、今後も続いていくのではないかと考えているところです。今、地方創生がさかんに言われていますが、そういった若者が農村で、農業だけでなく生業を持って暮らしていく、農村にしっかりと定住していくというのが安心できる社会のあり方だということまで考えていく必要があるだろうと自分としては認識しておりますし、所管の中でやればと思っております。

○伊藤部会長

ありがとうございます。後藤委員の意見，非常に貴重で取り組まなければならないのだらうとは思いますが。実は，この資料5-1，5-2にそういった部分が十分には書き込まれておりません。先ほど高橋課長がおっしゃったように，産業政策と地域政策，そういうふうに分けて国の方も対応しているわけですけれども，全部が全部，そのようにすっきり分かれる訳ではなくて，どうしてもそこに重なる部分があります。そういったところのキーワードに「古くからある」ないしは「慣習」といったものがあると思います。できれば「農村社会の賑わい／活力向上」の中に位置づけ，書き込められれば，なおいいと思いますが，ここからは検討が必要かと思えます。

ほか，いかがでしょう。

○伊藤秀雄委員

今のお話とちょっと関連するんですけども，地域政策と産業政策の中で，農業の公益機能という部分を県民の皆さんとしっかり共有するために，ある程度具体的にわかるような行動が必要ではないかなと感じております。

見直しの視点「県民理解の向上」についてですが，この中の施策1についてはGAPもありますし，安全安心な食料供給ということになると，まさに次の見直しの視点「農業所得の向上」，産業政策の中に入ってきそうだなという感じがします。一方，施策12の「農業・農村の多面的機能の維持・発展と県民理解向上」は，逆に「県民理解の向上」の方に入れてもいいのかなと思いますので，その辺のくくり方を検討いただければと思います。施策13の「環境にやさしい農業の推進」ですけれども，これも結局，今の時代は産業政策の中に入ってくるのではないかと思いましたので，私としては「農業所得の向上」のくくりに入れてもいいのではないかなと思います。「農村社会の賑わい／活力向上」についてですが，大澤先生の講演にもございましたけれども，国内の都市住民の誘客は当然ですが，海外からの誘客ということも，そろそろ具体的に語ってもいい時代ではないかなと思

いますので、インバウンドのような語句も引用されたらどうかなと思います。これも大澤先生の講演の中にもありましたけれども、農業の労災事故は、他産業に比べると極端に比率が高いというデータが出ていますので、どのくくりに入れるのが一番いいのかなと思いましたが、これも産業政策、「農業所得の向上」のところに、労災事故の抑制にかかる文言を、ぜひ追記をしていただければなと思いました。最後に、農業法人について、国では5万社という具体的な目標数字を出しておりますので、今後、目標達成に向け、具体的な施策がどんどん出てくると思います。当県の農業法人協会は、震災以降、新たに大規模な農業経営の会社がどんどんできたということもあり、今年のうち日本一の社数を誇る協会になる予定です。これまでは、鹿児島県がずっと一番だったんですけども、鹿児島県には1,000社の農業法人があるのに対し、宮城県は、およそ400の農業法人に対し加盟社が100社を超えるというような状況であります。全国的に見ても、宮城県の農業法人のレベルはかなり高いものがありますので、国の方針も取り込みながら先手を打って、法人化への支援もぜひ謳っていただければと思います。以上です。

○農業振興課 高橋課長

まず最初の「県民理解の向上」の部分について、食の安全安心以外の施策も取り込めるのではないかと御意見についてですけれども、「みやぎ食と農の県民条例」は平成12年に制定され、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」は平成13年に策定されましたが、その当時の背景として食品偽装ですとかBSEなど、食の安全が揺らいだということがありましたので、まず第一に安全安心の部分の取組について、県民の皆様に理解を深めていただくということでの項目立てでございました。今御指摘のありました農業あるいは農村政策としての部分を、ここにすぐ書き込めるかどうかについては、検討させていただきたいと思っていますのでございます。

それから、施策13の「環境にやさしい農業の推進」を、「農業・農村の多面的な機能の発揮」に移した背景としては、先ほど御説明させていただいたとおり、法律が制定され、日本型直接支払制度の仕組みが多面的機能の発揮と関連づけて整理がされたことが挙げら

れます。このため、産業政策、「農業所得の向上」に組み込まれるかについては、これも要検討とさせていただきたいと思います。環境保全型農業、減農薬、減化学肥料であれば高い農産物価格が得られるのではないかというのは、おそらくエコファーマー制度ができた当時、だいぶ期待されたのだと思います。しかし、現状では、それだけで農産物の価値を確保するというのは難しい部分もありますので、産業政策の中に組み込まれるかについても、検討させていただきたいと思います。

法人設立の動きについては、伊藤委員からお話があったとおり、現在、県内には400を超える法人があります。施策として経営体育成を進めていく中で、法人の設立数も一つの目標として設定しております。震災以降、県内では70に迫るぐらいの法人が立ち上がっております。宮城県の農業法人協会は、かつて私が担当していた当時、70社くらいと記憶しておりましたが、それが100社を超えることとなりました。県内農業法人でトップの経営を行い、県内農業のトップリーダーとして走っていかれる方々ですので、しっかりとサポートさせていただきたいと思います。また、経営者の方々からも県の農政に関しまして、どんどん御提案をいただいて、連携させていただければと考えております。

○伊藤部会長

ありがとうございます。もうそろそろ終わりにになりますが、もうお一方、一つ二つ意見ございますでしょうか。沼倉委員どうぞ。

○沼倉委員

毎日買い物に行った中で感じるのですが、パプリカなど宮城の園芸作物などもだんだん出てきていて、ニュージーランド産とお店の中で競い合っているんですね。価格は当然、宮城産の方が高いですけども、両方食べてみましたら宮城産の方がおいしいのです。しかし、高くてもおいしい、それから、宮城で作られたというメッセージが商品に込められていないのです。たぶん売る方の問題もあるかと思いますがけれども、私たちはニュージーランド産よりも100円高いものを買うわけですから、そこに、宮城の農産物を買って、

というメッセージが込められていなければと思うんですね。ただ一方では、施策7の「園芸の競争力の強化」というのが実を結んできて、非常にすばらしい農産物が店頭に並ぶようになってきた時に、施策2「消費者と農業者の相互理解」の食育による県民の理解の醸成とか地産地消の推進とか、こういうところも関わってくるかと思えます。それをどういうふうに計画の中に盛り込むかということは非常に難しいと思えますけれども、地域優位性を活かした県産品のブランド化の推進というのをしっかりと項目の中に入れる訳ですから、「消費者との相互理解の推進」のところにも何かうまく盛り込めないか、そうじゃないと、せっかく生産者がすばらしい農産物を作っても、少しずつ買われなくなってしまう、これは非常にもったいないことだと思うんですね。もちろん宮城県産が安いにこしたことはないんですけども、そういう努力をしていただきながら、でもやっぱり宮城県産を手にとるという消費者を増やしていく、そういうこともやっていく必要があるのではないかと思います。何年か前に宮城県の音頭で地産地消の日というのをやっていたと思えますけれども、また復活してもいいのかなと思えます。ずっと続けるというのは難しいと思えますけれども、県産品がたくさん出てくるような時期に、もう1回消費者の耳と目から入れるのもいいと思えますので、やってみてはいかがでしょうか。それをどのように盛り込むかというのは、また別の話ですけども、せっかく作った園芸作物を末永く県民の手にとってもらおうようにしていかなければならないと思えます。

あともう一つ、小水力発電が盛り込まれているんですけども、具体的に始まろうとしているところがあるのか教えていただければと思います。

○食産業振興課 金岡部技術副参事兼技術補佐（総括）

地産地消の日の関係でいろいろ御意見いただきました。ありがとうございます。

皆さんもご存じのとおり、地産地消の日がスタートしてしばらくたちましたが、現在も毎月第一金曜日、土曜日、日曜日にみやぎ生協やイオンなど量販店と連携して進めさせていただいているところがございます、地産地消の日を銘打って、のぼり等を掲げていただいて、展開をさせていただいているところがございます。ただ、長くなって、ややイン

パクトに欠けるところがあるかもしれませんので、どういうふうインパクトを出せるのかということを含めまして、やり方等々、皆様方からぜひ御意見を賜りたいと思っております。また、違う展開ではございますが、宮城県の食材を主に使っていただいている外食店の皆様に、地産地消推進店というものになっていただいております、これは年々増えてきております。地産地消推進店のガイドブックも作成しておりますが、今回は皆様にそのガイドブックをお持ちしておりませんでしたので、次回はお配りしたいと思います。PRというのは口コミというのも大変重要なところでございますので、ぜひ、ご利用いただきまして、PRをいただければと思っております。また、物語性といったお話もございましたので、消費者の皆様には作られた方々の思いなり、そういったものをお伝えするというのが地道な活動ではございますが、大切な行為だと思っております。今回おいでいただいている伊藤秀雄委員にも御尽力いただいておりますが、「伝え人」という制度がございまして、消費者あるいは小学生を対象に、作られている方々の思いをお話をする、そういった機会もございますので、こういった取組を積極的にPRをしてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○農村振興課 金須技術副参事兼技術補佐（総括）

御質問のありました小水力発電の取組でございます。小水力発電については急峻な地形を有している例えば富山県でありますとか、そういったところで盛んでございました。本県においても、これまで栗原市にある荒砥沢ダムに1箇所設置している例があったんですが、技術革新も相当進んでまいりまして、ここ2、3年の農業基盤整備事業で設置した水路において、水の流れる力を利用した形での小水力発電に取り組んできております。その中で昨年度、大崎市に1箇所、出力でいいますと10キロワット以下なんですが、環境税を活用させていただいた形で、施設を設置しております。県では、県内にポテンシャルを持った地域はどれくらいあるのか、また、施設数にしてどれくらいあるのかということについて調査を進めております。採算性も意識した中で検討しておりますが、今のところ10箇所以上はあるということまで調査は進んできておりますので、今後は、具体的に実施

主体となる関係団体と調整しながら進めていくという状況でございます。以上です。

○伊藤部会長

よろしいですか。

まだ、皆さん御意見あるかと思いますが、時間がきましたので、ここで閉じさせていただければと思います。まだ発言されていない方もおりますが、御意見がある場合には、FAXないしはメール等で事務局の方に出していただければと思います。今日は、皆さんから非常に有益な御意見等出していただきましてありがとうございました。私も、農家の方から疑問だったり相談があった時にワンストップの組織があるといいねと言っております。今日の話聞きながら、施策の中でいろいろ項目はあがっていますが、具体的なことになった時に部局間や各課間、そういったところでの調整などに非常に時間をかけていたと思いますので、それを明示的に盛り込むというわけではないんですけれども、ワンストップで解決できるような仕組みがこの計画の中に必要なのではないかと、そういった点が必要ではないかということに今日気づかされました。また、中間見直しということで、「県民の理解向上」、「農業所得の向上」、「農村社会のにぎわい／活力向上」と、大きなくりでやってきております。これを今から大きく変えるというのは中間見直しでは難しいと思うんですが、農業農村の存在意義というものをじっくりと県民の皆さんに理解してもらおうというような時代になってきたのではないかと、そういったものをこうした基本計画ないしは条例、そういったものに盛り込めるところがあったら盛り込む、そういった点も必要なのかなと気づかされました。皆さんからいただいた貴重な御意見は、今後、事務局で計画の中間案を作成していく中で反映させていただければと思います。

では、ここで議題の（１）を終わりにして、議題の（２）のその他ということで、今後のスケジュールについて事務局の方から説明をお願いします。

○司会

今後のスケジュールについて、御説明いたします。資料６を御覧下さい。

農業部会ですが、今後、第１９回、第２０回ということで２回の開催を予定しております。

す。次回は、8月下旬頃の開催を予定しております。また、産業振興審議会全体会につきましては、次回農業部会の前になります8月上旬頃の開催を予定しております。現在の第7期委員の皆様は任期ですが7月末までとなっておりますので、次回の全体会からは新たな委員での審議となります。今申し上げました日程につきましては、いずれ、調整させていただきたいと思っております。以上でございます。

○伊藤部会長

皆さん、このスケジュールに関して、何か質問、御意見等ございますでしょうか。

また、先ほども申し上げましたが、今日の限られた時間の中で十分伝えられなかった意見などありましたら、ぜひ、事務局の県の農業振興課の方にお知らせいただきたいと思います。とはいえ中間案の作成につきましては、既に始めなくてはならない状況かと思っておりますので、できましたら、今月中に事務局の方に出していただければと思います。

それでは、以上をもちまして議事の一切を終了させていただきます。進行の都合で若干時間をオーバーして申し訳ございません。本日は、御協力ありがとうございました。

○司会

伊藤部会長ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第18回宮城県産業振興審議会農業部会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。お疲れ様でございました。